

同一指数の場合の優先順位

別紙3

【見直し後】		【現行】	
平成26年4月1日		平成25年4月1日	
◆入所指数（基準指数と調整指数の世帯合計）が同一の場合、次の順位による。		◆入所指数（基準指数と調整指数の世帯合計）が同一の場合、次の順位による。	
1	申込み日現在、杉並区に住民登録し現に居住している世帯	1	杉並区在住
2	年齢上限がある区内認可保育所を卒園し、引き続き別の保育所に入所を希望する児童	2	基準指数の高い世帯
3	障害児認定を受けている児童（障害児指定圏を除く） ※入所を希望する保育所が障害児の受入が可能な場合に適用	3	入所申込み（入所と転園の競合の場合は入所を優先）
4	基準指数の高い児童	4	調整指数に減算がない世帯
5	入所申込み児童及び兄弟姉妹が在園する保育所への転園申込み児童	5	調整指数のNo.20又はNo.21に該当しない世帯
6	調整指数No.23又はNo.24に該当しない児童		
7	過去に入所の内定を辞退していない児童 ※平成25年4月入所の辞退から適用		
8	入所対象月の前年の1月1日以前から杉並区に引き続き住民登録し現に居住している世帯 ※平成25年10月1日前に杉並区に引き続き住民登録し現に居住している世帯については、上記の要件を満たすものとする。		◆上記の優先順位も同一の場合、さらに以下の項目を基本に総合的に判断する。
9	入所を希望する保育所の希望順位が高い児童 ※4月入所及び新規開所施設の選考時に適用		○ 杉並区における保護者の合計居住期間が長い世帯
10	入所要件を有する期間（月数）が長い児童 ※育児休業取得の場合は、育児休業終了日の属する月の翌月から算定		○ 調整指数のNo.9で保育形態・期間等が基準に満たず加算されない世帯
11	経済的困難度の高い世帯（保育料の階層区分がA・B階層に相当する世帯） ※必要な税資料が提出された場合に適用		○ 保育要件を有する期間が長い世帯
12	保育に協力可能な区内又は隣接区市在住の65歳未満の祖父母がいない児童 ※資料等で要件が確認できた場合に適用		○ 有償認可外保育施設での保育実績（①預けている期間の長い世帯、②保育料の高い世帯）
13	誕生月が12月～3月の入所申込み児童 ※4月入所の1歳児の児童に適用		○ 双子以上の同時同園の申込みの場合 【調整指数へ移行】
14	兄弟姉妹が同時に入所申込みをしている児童		○ 選考該当園の希望順位が高い世帯 ※4月入所の際は特に重視
15	養育している児童（小学生以下）の人数が多い世帯		○ 経済的状況（階層・所得税額）が低位の世帯 ※必要な税資料の提出がない場合は最高階層として選考
16	杉並区に住民登録し引き続き居住している期間（日数）が長い世帯 ※保護者のいずれか長い期間を適用		○ 保育の協力可能な祖父母のいない世帯
			○ 保護者の勤務地が遠い世帯（居宅外就労の場合）
			○ 養育している子ども（小学生以下）の人数の多い世帯
			○ 保護者（父子家庭以外は原則母親）の年齢が高い世帯
			○ 保育所の内定を辞退していない世帯（平成25年4月入所の辞退から適用）
			○ 育児休業取得中の方で、入園月に復職する場合